

新労発基第 554 号
平成 17 年 8 月 19 日

新潟県知事 殿

新潟労働局長

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染
防止法に基づく届出に関する情報提供について(依頼)

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内におきまして過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業に従事していた元労働者等に、肺がん・中皮腫等の健康障害が多発し、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されるなど、現在、石綿による健康障害が社会問題となっており、行政の的確な対応が強く求められております。

このような状況に鑑み、当局といたしましても石綿障害予防規則の周知・徹底をはじめ石綿による健康障害を防止するため各種の施策を講じているところでありますが、施策の効果を挙げるためには、石綿に関する業務を所掌する各行政機関が相互に連携してこの問題に取り組むことが必要不可欠と考えております。

つきましては、当局が所管する労働安全衛生法に基づく工事計画届、石綿障害予防規則に基づく作業届、及び、貴機関が所掌する建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届について、全数の届出履行を図るため、下記により相互協力を図りたく御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 新潟県アスベスト対策推進連絡会議(平成17年7月21日設置・別添1)における申し合わせにより、各特定行政庁・各土木事務所・各地域振興局・各健康福祉環境事務所(以下「関係行政機関」という。)へ建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届出(石綿に係るものに限る。)があった場合には、管轄を一にする労働基準監督署(以下「署」という。)あて情報提供していただきたいこと。
- 2 一方、当局管下各署へ石綿に係る計画届出又は作業届出があった場合には、各署より同様に関係行政機関へ情報提供すること。
- 3 情報提供の方法については、各署及び関係行政機関への届出の表紙(表紙のみでは工事の概要等最低必要な情報が網羅されていない場合は、その部分が記載されている項も含める。)のFAX送信によること。(別添2)



新労発基第 554 号
平成 17 年 8 月 19 日

新潟市長 殿

新潟労働局長

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染
防止法に基づく届出に関する情報提供について(依頼)

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内におきまして過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業に従事していた元労働者等に、肺がん・中皮腫等の健康障害が多発し、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されるなど、現在、石綿による健康障害が社会問題となっており、行政の的確な対応が強く求められております。

このような状況に鑑み、当局といたしましても石綿障害予防規則の周知・徹底をはじめ石綿による健康障害を防止するため各種の施策を講じているところでありますが、施策の効果を挙げるためには、石綿に関する業務を所掌する各行政機関が相互に連携してこの問題に取り組むことが必要不可欠と考えております。

つきましては、当局が所管する労働安全衛生法に基づく工事計画届、石綿障害予防規則に基づく作業届、及び、貴機関が所掌する建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届について、全数の届出履行を図るため、下記により相互協力を図りたく御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 新潟県アスベスト対策推進連絡会議(平成17年7月21日設置・別添1)における申し合わせにより、各特定行政庁・各土木事務所・各地域振興局・各健康福祉環境事務所(以下「関係行政機関」という。)へ建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届出(石綿に係るものに限る。)があった場合には、管轄を一にする労働基準監督署(以下「署」という。)あて情報提供していただきたいこと。
- 2 一方、当局管下各署へ石綿に係る計画届出又は作業届出があった場合には、各署より同様に貴機関へ情報提供すること。
- 3 情報提供の方法については、各署及び関係行政機関への届出の表紙(表紙のみでは工事の概要等最低必要な情報が網羅されていない場合は、その部分が記載されている項も含める。)のFAX送信によること。(別添2)

新潟県アスベスト対策推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 アスベストによる被害の防止について、関係機関が連携し適切に取り組むため、「新潟県アスベスト対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(構成員)

第2条 連絡会議の構成は別表のとおりとし、必要により構成員以外の者のオブザーバー参加を求めることができるものとする。

(業務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) アスベストによる環境汚染防止に関する事項
- (2) アスベストによる県民の健康被害の防止に関する事項
- (3) アスベストに関する情報の収集及び提供に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会議)

第4条 連絡会議は、新潟県県民生活・環境部環境対策課長が主幹し、招集する。

(事務局)

第5条 事務局は、新潟県県民生活・環境部環境対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に関し必要な事項は、その都度協議し、定める。

(附 則)

この要綱は平成17年7月21日から施行する。

別 表

厚生労働省	新潟労働局労働基準部安全衛生課長
環境省	北越地区環境対策調査官事務所長
新潟県	総務部管財課長
	県民生活・環境部環境対策課長
	県民生活・環境部廃棄物対策課長
	福祉保健部福祉保健課長
	福祉保健部健康対策課長
	福祉保健部生活衛生課長
	産業労働部労政雇用課長
	土木部技術管理課長
	土木部都市局建築住宅課長
	病院局業務課長
	教育庁財務課長
	警察本部装備施設課長